

令和6年度私立保育所及び幼保連携型認定こども園指導監査実施計画

1 指導監査の実施方針

(1) 指導監査の実施

ア 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」に分けて実施する。

イ 一般監査は、原則として、年度ごとに1回、施設の設備及び運営に関する基準を定める県の条例及び規則並びに関係法令・通知等を遵守しているかどうかを、実地により確認する。ただし、別に定める要件を満たしている施設については、例外的に実地によらず検査できるものとする。

また、社会福祉法人の主たる事務所を有する施設においては、施設監査に併せて法人監査を実施する。

ウ 特別監査は、運営等に問題を有する施設を対象に、特定の事項について随時実施する。

(2) 指摘事項に対する是正・改善等の措置

ア 指摘事項に対する是正・改善の状況を期限を付して、改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求めるとともに、当該年度中に解決が困難な事項については、年次改善計画を作成させる等、その着実な解決に向けて継続的に指導する。

イ 一般監査において指摘された事項の改善措置が図られない場合又は特別監査の結果著しく不適切な運営が行われていることが確認できた場合は、児童福祉法第46条第3項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条及び関係通知に基づき、当該施設の状況に応じた効果的な制裁措置を講じる。

2 指導監査の主眼事項及び着眼点

令和6年度の指導監査は、私立保育所（保育所型認定こども園を除く）については沖縄県保育行政指導監査実施要綱第8条に規定する別紙2「私立保育所指導監査事項」の主眼事項及び着眼点、認定こども園（幼保連携型及び保育所型）については別紙3「幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園指導監査事項」の主眼事項及び着眼点に基づき実施する。

3 指導監査の重点事項

- (1) 保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の取り組みは、適切に行われているか。
- (2) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。
- (3) 職員の労働条件の改善等に配慮した定着促進及び離職防止の取り組みは、適切に行われているか。
- (4) 給与規程及び経理規程等の整備及び運用は、適正に行われているか。
- (5) 新設保育所等の施設運営は、適正に行われているか。

- (6) 不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じ関係機関との連携を図っているか。
- (7) 保育所の職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。
- (8) 安全計画の策定を含め、事故発生の防止のための指針の整備等、事故及び発生時の対応に関する措置を講じているか。